（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第十六条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条・第一条の二） 第一章の二　社会福祉士（第一条の三―第十八条） 第二章～第三章　（略） 附則 （法第三条第一号の厚生労働省令で定める者） **第一条の二**　法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第一条の三**　（略） （死亡等の届出） **第十五条**　社会福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者 二　法第三条第一号に該当するに至つた場合　当該社会福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人 三　法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合　当該社会福祉士又は法定代理人 **附　則** （法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者） **第五条の二**　法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （死亡等の届出） **第八条の二**　認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者 二　法附則第四条第三項第一号に該当するに至つた場合　当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人 三　法附則第四条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合　当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人	目次 第一章　総則（第一条） 第一章の二　社会福祉士（第一条の二―第十八条） 第二章～第三章　（略） 附則 （新設） **第一条の二**　（略） （死亡等の届出） **第十五条**　社会福祉士が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該社会福祉士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 二　法第三条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合 （新設） **附　則** （新設）

様式第二中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

様式第六中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。